

官報

号外

昭和五十三年四月六日

第八十四回国会 衆議院会議録 第十九号

昭和五十三年四月六日(木曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十三年四月六日

午後二時開議

- 第一 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)
- 第二 国際協力事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 新東京国際空港問題に関する決議案(細田吉蔵君外十一名提出)
- 日程第一 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第二 国際協力事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三十分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○加藤弘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、細田吉蔵君外十一名提出、新東京国際空港問題に関する決議案は、提出者の要求とおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤弘一君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

新東京国際空港問題に関する決議案(細田吉蔵君外十一名提出)

○議長(保利茂君) 新東京国際空港問題に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨を明瞭に申し上げます。細田吉蔵君。

新東京国際空港問題に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

○細田吉蔵君 たいだいま議題となりました新東京国際空港問題に関する決議案につきまして、自由

民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

新東京国際空港問題に関する決議案

去る三月二十六日の成田新東京国際空港における過激派集団の空港施設に対する破壊行動は、明らかに法治国家への挑戦であり、平和と民主主義の名において許し得ざる暴挙である。

よって、政府は毅然たる態度をもって事態の収拾に当たり、再びかかる不祥事をひき起こさざるよう暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである。

なお、政府は、新空港の平穏と安全を確保し、我が国内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進すべきである。

右決議する。

以上のとおりであります。

三月二十六日、成田新東京国際空港におきまして、過激派暴力集団が中央管理ビルに乱入し、十六階の管制室を占拠して、同室内の機器類を破壊し、また、火災びんを投てきしつつ空港構内に乱入するなどの不祥事が発生いたしました。このため、三月三十日の開港予定は延期を余儀なくされ、国の威信は著しく傷つけられるとともに、国民に強い衝撃を与えたのであります。また、世界各国の期待と注目を集めている国際空港であるため、国の内外に与えた影響ははかり知れないものであります。

本院では、去る三月三十日の本会議において、運輸大臣及び国家公安委員長から報告を受け、各党の代表がそれぞれの立場から政府の見解をただすとともに、関係委員会においても事件の背景や今後の対策等について調査を進めておりますが、問題の重大性にかんがみ、政府に対し、院の決議をもって、過激派暴力集団には峻厳なる態度をもって臨み、その根絶を期するとともに、地元住

民の理解と協力を得るようなお一層の努力を尽くし、新空港の施設を初め、運輸、管理などの諸機能の安全確保に万全を期し、もって国内外の信用回復に最大の努力をするよう強く要請せんとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、運輸大臣から発言を求められております。これを許します。運輸大臣福永健司君。

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) たいだいまの新東京国際空港問題に関する決議案に対して、政府の所信を申し述べます。

政府といたしましては、たいだいま採択されました御決議の御趣旨を体して、毅然たる態度をもって事態の収拾に当たるとともに、地元住民を初め、広く国民の理解と協力を得て、もって新東京国際空港の平穏と安全を確保し、わが国内外の信用回復のために万全の諸施策を強力に推進する所存であります。(拍手)

日程第一 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

特定不況産業安定臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 たいだいま議題となりました特定不況産業安定臨時措置法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本案は、現下の経済情勢における構造不況業種の深刻な事態にかんがみ、その共通かつ基本的な課題である過剰設備の処理を計画的に促進するための措置を講ずることにより、構造不況業種の経営の安定を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、本法の対象となる業種を特定不況産業として指定するものとし、まず、その対象候補業種を、平電炉業、アルミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業及び著しい過剰設備によって不況事態が長期に継続し、設備の処理によってその事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るために必要な業種を、関係審議会の意見を聞いて、本法施行後一年以内に政令で定めるものに限定し、次いで、これらの対象候補業種の中から大部分の事業者の申し出があったものに限り、特定不況産業として政令で指定すること。

第二に、主務大臣は、特定不況産業ごとに関係審議会の意見を聞いて、処理すべき設備の種類、処理の方法及び期間等に関する安定基本計画を作成することとし、特定不況産業に属する事業者は、安定基本計画に従って、設備の処理その他の措置を自主的に行うよう努めなければならないこと。

第三に、主務大臣は、事業者の自主的努力のみをもってしては、安定基本計画に従って設備の処理等が円滑に実施されない場合で、特に必要と認めるときは、関係審議会の意見を聞いて、事業者に対し、設備の処理等に係る共同行為の実施を指示することができることとし、その指示に従った共同行為については、独占禁止法の適用除外とすること。

なお、主務大臣は、共同行為の指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならないこと。

ならないこと。

第四に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立される特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備処理のために必要な資金等の借り入れに係る債務の保証を行うものとし、その債務保証の原資は、日本開発銀行の出資と民間の出資等によるものとする。

その他、資金の確保についての国の努力、雇用の安定等についての事業者、国及び都道府県の配慮等について定めるとともに、本法は、昭和五十八年六月三十日まで廃止すること。

本案は、去る三月二日当委員会に付託され、三月十五日河本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、本法の対象候補業種の経営者及び関係労働組合の代表者等を参考人として意見を聴取し、さらに社会労働委員会、農林水産委員会及び運輸委員会と連合審査を行う等、慎重に審査を重ね、四月四日質疑を終局いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五派共同提案により、本法の目的に、雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮することに加え、及び関係審議会の安定基本計画について意見を定めようとするときは、あらかじめ、当該特定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聞かなければならないものとするものと並びに主務大臣及び労働大臣は、特定不況産業の設備の処理等に当たっては、特定不況産業に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、協力しなければならないものとする内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、特定不況産業における官公需の拡大等の需要の創出、共同行為に参加しない事業者に対する行政指導等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

特定不況産業安定臨時措置法案 措置法の一部を改正する法律案

国際協力事業団法の一部を改正する法律案 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別

六四〇

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決いたします。

○議長(保利茂君) 本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 国際協力事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、国際協力事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長永田亮一君。

国際協力事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 たいだいま議題となりました国際協力事業団法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国が開発途上地域の政府に対して行う無償の資金協力に関する業務の一層効率的な実施を確保するため、新たに国際協力事業団にその業務の一部を行わせようとするものであります。

その主な内容は、この事業団が、条約その他の国際約束に基づき技術協力またはこれに密接な関連性を有する事業のための施設の整備等を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うことのできるものとしております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔大村襄治君登壇〕

○大村襄治君 たいだいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会にお

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、酒税法の一部改正では、最近における財政事情に顧み、この際、酒税の従量税率を引き上げるとともに、酒税の制度につきましても、この製造または販売業の開業等に係る申告制度を廃止する等、所要の整備合理化を図ることとしたしております。

なお、税率の引き上げ割合は、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキニール類及び雑酒について二四・三〇程度、清酒について特級一七・五〇、一級六・九〇、しょうちゅう甲類について九・九〇、みりん本直しについて四・九〇となっております。

また、この税率の引き上げは、本年五月一日から実施することとしております。

次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正におきましては、清酒製造業界における近代化への自助努力に対し、これを実効あらしめるため、日本酒造組合中央会の事業範囲を拡大し、同中央会の事業として、転産業者に対する給付金の給付事業並びに経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業を行うことができるよう、所要の法的措置を講ずることとしてしております。

本案につきましては、審査の結果、昨四月五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して野田毅君は本案に賛成の旨を、日本社会党を代表して佐藤福樹君、公明党・国民会議を代表して宮地正介君、民社党を代表して永末英一君、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君は、いずれも本案に反対の旨を、それぞれ述べられました。

続いて採決を行いましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 園田 直君
大蔵大臣 村山 達雄君
通商産業大臣 河本 敏夫君
運輸大臣 福永 健司君
国務大臣 加藤 武徳君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る三月三十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

法務省設置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る三月三十一日、本院は公正取引委員会委員に早川晴雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院議院から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
有価証券取引税法の一部を改正する法律
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律

森林組合合併助成法の一部を改正する法律
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律
公害健康被害補償法の一部を改正する法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
一、去る四日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十三年度一般会計予算
昭和五十三年度特別会計予算
昭和五十三年度政府関係機関予算

一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(政府委員退任)

一、昨五日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、五日付をもって経済企画庁長官官房会計課長小林進は経済企画庁調査局審議官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨五日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁長官官房会計課長 及川 昭伍
(議員死去)

一、富山県第二区選出議員佐野憲治君は、去る四日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 宇野 亨君 補欠 内海 英男君
内海 英男君 宇野 亨君

地方行政委員

辞任 石川 要三君 補欠 前尾繁三郎君
前尾繁三郎君 石川 要三君

法務委員

辞任 前尾繁三郎君 補欠 北川 石松君
正森 成二君 安藤 巖君
加地 和君 中馬 弘毅君
北川 石松君 前尾繁三郎君
安藤 巖君 正森 成二君
中馬 弘毅君 加地 和君

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

商工委員	辞任	佐々木義武君	補欠	田中 六助君
運輸委員	辞任	中馬 弘毅君	補欠	加地 和君
建設委員	辞任	内海 英男君	補欠	玉沢徳一郎君
辞任	佐野 憲治君	田川 誠一君	井上 普方君	甘利 正君
予算委員	辞任	田中 六助君	補欠	佐々木義武君
決算委員	辞任	安藤 巖君	補欠	松本 善明君
議院運営委員	辞任	甘利 正君	補欠	田川 誠一君
田川 誠一君	甘利 正君	一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
建設委員	辞任	井上 普方君	補欠	佐野 憲治君
予算委員	辞任	佐野 憲治君	補欠	井上 普方君
内閣委員	辞任	関谷 勝嗣君	補欠	前尾繁三郎君
塚原 俊平君	上田 卓三君	田中伊三次君	小川 国彦君	塚原 俊平君
前尾繁三郎君	小川 国彦君	田中伊三次君	上田 卓三君	関谷 勝嗣君
法務委員	辞任	田中伊三次君	補欠	中島 衛君
前尾繁三郎君	加地 和君	北川 石松君	中馬 弘毅君	田中伊三次君
中島 衛君	中馬 弘毅君	井上 裕君	補欠	西銘 順治君
農林水産委員	辞任	小川 国彦君	補欠	馬場猪太郎君
商工委員	辞任	田中 六助君	補欠	池田 行彦君
運輸委員	辞任	西中 清君	二見 伸明君	米沢 隆君
池田 行彦君	佐藤 守良君	田中 六助君	西銘 順治君	米沢 隆君
予算委員	二見 伸明君	米沢 隆君	補欠	玉置 一徳君
議院運営委員	辞任	田中伊三次君	補欠	加地 和君
内閣委員	辞任	宇野 亨君	補欠	山中 貞則君
外務委員	辞任	関谷 勝嗣君	補欠	林 大幹君
地方行政委員	辞任	相沢 英之君	補欠	福永 一臣君
法務委員	辞任	正森 成二君	補欠	安藤 巖君
運輸委員	辞任	加地 和君	依田 実君	正森 成二君
安藤 巖君	依田 実君	福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君
議院運営委員	辞任	谷 洋一君	補欠	大塚 雄司君
外務委員	辞任	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
議院運営委員	辞任	松本 善明君	補欠	正森 成二君
地方行政委員	辞任	大塚 雄司君	補欠	竹内 黎一君
林 大幹君	本名 武君	関谷 勝嗣君	補欠	塚原 俊平君
本名 武君	山中 貞則君	宇野 亨君	補欠	福永 一臣君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	大塚 雄司君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	大塚 雄司君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	大塚 雄司君
福永 一臣君	相沢 英之君	井上 裕君	補欠	正森 成二君
井上 裕君	福永 一臣君	依田 実君	補欠	正森 成二君
依田 実君	加地 和君	福永 一臣君	補欠	玉生 孝久君
福永 一臣君	谷 洋一君	大塚 雄司君	補欠	正森 成二君
大塚 雄司君	松本 善明君	竹内 黎一君	補欠	福永 一臣君
竹内 黎一君	玉生 孝久君	福永 一臣君	補欠	

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

大蔵委員 青山 丘君 正森 成二君 佐々木良作君 松本 善明君	高島 修君 林 大幹君 本名 武君 山中 貞則君 逢沢 英雄君 鹿野 道彦君 関谷 勝嗣君 堀之内久男君 補欠 逢沢 英雄君 関谷 勝嗣君 鹿野 道彦君 堀之内久男君 高島 修君 本名 武君 林 大幹君 山中 貞則君	商工委員 清水 勇君 美濃 政市君 補欠 美濃 政市君 清水 勇君	通信委員 青山 丘君 藤原ひろ子君 依田 実君 佐々木良作君 東中 光雄君 加地 和君 補欠 佐々木良作君 東中 光雄君 加地 和君 青山 丘君 藤原ひろ子君 依田 実君	建設委員 伊賀 定盛君 田川 誠一君 補欠 井上 普方君 甘利 正君	井上 普方君 甘利 正君 伊賀 定盛君 田川 誠一君	井上 普方君 伊賀 定盛君 井上 普方君 補欠 伊賀 定盛君 井上 普方君	松本 善明君 安藤 巖君 松本 善明君 安藤 巖君 補欠 松本 善明君 安藤 巖君	東中 光雄君 甘利 正君 藤原ひろ子君 田川 誠一君 田川 誠一君 甘利 正君 補欠 藤原ひろ子君 田川 誠一君 東中 光雄君 甘利 正君	理事 松永 光君 (理事武藤嘉文君昨五日 理事辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) 一、昨五日、議長において、次のとおり特別委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。	ロッキード問題に関する調査特別委員 鳥居 一雄君 加地 和君 和田 一郎君 中馬 弘毅君 中馬 弘毅君 加地 和君 補欠 和田 一郎君 中馬 弘毅君 鳥居 一雄君 加地 和君	一、去る三月三十一日、内閣から提出した議案は 次のとおりである。 特定機械情報産業振興臨時措置法案 一、去る一日、議員から提出した議案は次のと りである。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法 律案(松本忠助君外三名提出) 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案 (松本忠助君外三名提出) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を 改正する法律案(松本忠助君外三名提出) 中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出) 一、昨五日、議員から提出した議案は次のとおり である。 労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市 君外九名提出) 雇用対策法の一部を改正する法律案(森井忠良 君外九名提出) 一、昨五日、内閣から提出した議案は次のとおり である。	一、今六日、議員から提出した議案は次のとおり である。 地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外 六名提出) 新東京国際空港問題に関する決議案(細田吉蔵 君外十一名提出) (議案受領) 一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣 提出案は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た次の議案を受領した。 仮登記担保契約に関する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、今六日、議員から、次の議案は委員会の審査 を省略されたい旨の要求書を受領した。 新東京国際空港問題に関する決議案 細田吉蔵君外十一名 (議案付託) 一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案 は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第四 九号)(参議院送付) 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た議案は次の委員会に付託された。 仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七 二号)(予) 一、去る三日、委員会に付託された議案は次のと りである。	一、今六日、議員から提出した議案は次のとおり である。 地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外 六名提出) 新東京国際空港問題に関する決議案(細田吉蔵 君外十一名提出) (議案受領) 一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣 提出案は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た次の議案を受領した。 仮登記担保契約に関する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、今六日、議員から、次の議案は委員会の審査 を省略されたい旨の要求書を受領した。 新東京国際空港問題に関する決議案 細田吉蔵君外十一名 (議案付託) 一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案 は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第四 九号)(参議院送付) 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た議案は次の委員会に付託された。 仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七 二号)(予) 一、去る三日、委員会に付託された議案は次のと りである。	一、今六日、議員から提出した議案は次のとおり である。 地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外 六名提出) 新東京国際空港問題に関する決議案(細田吉蔵 君外十一名提出) (議案受領) 一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣 提出案は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た次の議案を受領した。 仮登記担保契約に関する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、今六日、議員から、次の議案は委員会の審査 を省略されたい旨の要求書を受領した。 新東京国際空港問題に関する決議案 細田吉蔵君外十一名 (議案付託) 一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案 は次のとおりである。 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第四 九号)(参議院送付) 一、去る一日、予備審査のため内閣から送付され た議案は次の委員会に付託された。 仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七 二号)(予) 一、去る三日、委員会に付託された議案は次のと りである。
--	--	--	--	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

おりである。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第一〇号)

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(松本忠助君外三名提出、衆法第一一〇号)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第一二二号)

以上三件 商工委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出、衆法第一三三号)

特定機械情報産業振興臨時措置法案(内閣提出第七一号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月三十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

刑事補償法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出)

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(松本忠助君外三名提出)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出)

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出)

(議案通知)

一、去る三月三十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(案約通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣

提出案を可決した旨の通知書を受領した。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る四日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する再質問に対する答弁書

商業活動調整協議会委員の選定に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月二十八日

提出者 田中美智子

衆議院議長 保利 茂殿

商業活動調整協議会委員の選定に関する再質問主意書

名古屋における商業活動調整協議会(以下「商調協」という。)委員の選定については、極めて不正であるため、すでに質問主意書(質問第二二二号)を提出したところですが、しかしその答弁書(内閣衆議八四第二二二号)は極めて不誠実であり、市民や中小小売業者の商調協に対する不信感を一層増幅させるものです。

政府は、商調協委員である福島治男氏は本年二月十五日に「ユニー会」の副会長に就任したのであるから、同氏の委員選任は昭和五十二年八月一日で、同氏の委員選任は昭和五十二年八月一日であるから、特に問題がないとしています。その理由として、「商業活動調整協議会の運用について」(昭和四十九年二月二十八日付四九産局二二三号)の「④百貨店、スーパー等特定の大型小売業者へ

の納入業者等特殊な利害関係のある委員は選定しないよう十分に注意すること」は、委員選定に当たつての留意点であるから、同氏の委員選定時はユニーと特殊な関係になかつたというものである。

これは全くの臆弁であり、政府の大型店寄りの姿勢を如実に示すものです。何故なら、福島治男氏が昭和五十二年度の「ユニー会」の十四名の役員のうち、筆頭幹事を務めていたことは明白な事実であるからです。

そこで改めて次の諸点について政府の明快な答弁を求めます。

一 福島治男氏は、商調協委員就任時にユニーとの取引業者で組織される「ユニー会」の筆頭幹事という役員に就いていたが、これは政府のいう委員選定に当たつての留意点に明らかに抵触するものである。同氏が商調協の委員として適格性を欠くものであり、同氏の委員解任を強く指導すべきであると考えるがどうか。

二 名古屋市中種区に進出を予定しているユニー千代田橋店の調整については、前項委員の解任があるまでは、当該出店についての商調協、商調協を開かせないよう厳重に指導すべきであると考えられるがどうか。

昭和五十三年四月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

商業活動調整協議会（以下「商調協」という。）での審議は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に基づく調整に当たつて重要な役割を果たしており、その委員の選定については、従来から、これが適正に行われるよう指導してきたところである。

御指摘の委員については、委員選定時にユニー会の幹事であつたと聞いているが、「商調協の運用について」（昭和四十九年二月二十八日付け、四九産局第一二三号）は、商業委員の選定に当たつて、特定の大型小売業者の専属的な納入業者である場合等には選定しないとの趣旨を示したものであることから、同委員がユニー会の幹事であるという理由のみで商調協の委員としての適格性を欠くものとは考えられない。しかしながら、個別案件の審議については、商調協における公正な審議が行われるよう万全を期する観点から、特定の委員について当該案件の審議及び採決に加わらせないことが適当と認められる場合には、そのような運用をするよう商調協に対し従来から指導してきているところであり、本件についても同様の指導を行つたところである。このような指導に基づき商調協を開催することについては、問題はないものと考えている。

右答弁する。

新東京国際空港問題に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和五十三年四月六日

提出者

細田 吉蔵	塩川正十郎
箕輪 登	松永 光
有馬 元治	瓦 力
山口 鶴男	広瀬 秀吉
山田 太郎	吉田 之久
東中 光雄	甘利 正
賛成者	
足立 篤郎	外四百四十三名

新東京国際空港問題に関する決議

去る三月二十六日の成田新東京国際空港における過激派集団の空港諸施設に対する破壊行動は、明らかに法治国家への挑戦であり、平和と民主主義の名において許し得ざる暴挙である。

よつて、政府は毅然たる態度をもつて事態の収

拾に当たり、再びかかる不祥事をひき起こさざるよう暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである。

なお、政府は、新空港の平穩と安全を確保し、我が国内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進すべきである。

右決議する。

特定不況産業安定臨時措置法案

右国会に提出する。

昭和五十三年二月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

特定不況産業安定臨時措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定不況産業の設備の処理等（第三条・第十二条）
第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則（第十三条・第二十一条）
第二節 設立（第二十二條・第二十六條）
第三節 管理（第二十七條・第三十八條）
第四節 業務（第三十九條・第四十一条）
第五節 財務及び会計（第四十二條・第四十九條）
第六節 監督（第五十條・第五十一条）

第七節 補則(第五十二條・第五十四條)

第四章 雜則(第五十五條・第五十六條)

第五章 罰則(第五十七條・第六十二條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的
事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業に
ついて、その実態に即した安定基本計画を策定
し、計画的な設備の処理の促進等のための措置
を講ずることにより、特定不況産業における不
況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済
の健全な発展に資することを目的とする。

(特定不況産業)

第二条 この法律において「特定不況産業」とは、
次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令
で指定するものをいう。

一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又
は鋼材の半製品の製造業

二 アルミニウム製錬業

三 合成繊維製造業

四 船舶製造業

五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的
事情の著しい変化により、その業種に属する
事業の目的物たる物品を製造する設備の生産
能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が
長期にわたり継続することが見込まれるた
め、その業種に属する事業者の相当部分の経

営の著しい不安定が長期にわたり継続するお
それがある」と認められる業種で、設備の処理
(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止(廃棄
に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様と
して妥当なものに限る。))又は譲渡(譲渡され
た設備が廃棄されることが明らかの場合に限
る。第三十九條第二項において同じ。))により
設備が生産の用に供されないようにすること
をいう。以下同じ。))を行うことによりその事
態を克服することが国民経済の健全な発展を
図るため必要であると認められるものとして
政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む
者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項
の規定による指定をすべき旨の申出をすること
ができる。

3 主務大臣は、前項の申出があつた場合におい
て、その申出をした者の数が当該製造業を営む
者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申
出をした者の事業活動が当該製造業を営む者の
すべての事業活動の大部分を占める場合に限
り、当該製造業につき第一項の規定による指定
をするための手続をとるものとする。

4 主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種
として同号の政令で定める手続をとるには、そ
の目的からみて適当と認められる審議会(これ
に該当する審議会がない場合にあつては、産業
構造審議会。以下「関係審議会」という。)の意見

を聴かなければならない。

5 第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞ
れの業種又はその業種の一部が経済的事情の変
化により同項第五号に規定する要件に該当しな
くなつた場合には、当該業種又は当該業種の一
部に属する製造業につき同項の規定による指定
をすることができず、同項の規定による指定が
されている当該製造業につきその指定を取り消
すものとする。

6 一の業種を第一項第五号の業種として定める
ための同号の政令の制定又は改正は、この法律
の施行の日から起算して一年を経過する日後
は、行わないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等

(安定基本計画)

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指
定があつたときは、特定不況産業ごとに、速や
かに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産
業における不況の克服と経営の安定を図るため
の基本となるべき計画(以下「安定基本計画」と
いう。)を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりと
する。

一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその
生産能力の合計、当該設備についての設備の
処理の方法及び期間その他設備の処理に関す
る事項

備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(当
該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。
以下同じ。))に関する事項

三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業
の転換その他の措置に関する事項

3 安定基本計画で設備の処理について定めるこ
とができる設備の種類は、特定不況産業ごと
に、政令で定める。

4 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計
算の方法は、前項の規定により政令で定める設
備の種類ごとに、主務省令で定める。

5 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計
画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しな
ければならない。

6 主務大臣は、経済的事情の変化のため必要が
あると認めるときは、関係審議会の意見を聴
いて、安定基本計画を変更しなければならない
い。

7 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(事業者の努力)

第四条 特定不況産業に属する事業者は、前条第
五項の規定により当該特定不況産業に関する安
定基本計画が告示されたときは、その安定基本
計画(同条第六項の規定による変更があつたと
きは、その変更後のもの。以下同じ。))に定める
ところに従つて、設備の処理その他の措置を自
主的に行うよう努めなければならない。

(共同行為の実施に関する指示)

第五条 主務大臣は、特定不況産業に属する事業者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と併せて行ふべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(以下「設備の処理等」という。)が実施されないと認められる場合において、当該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対し、当該設備について、設備の処理等に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の内容)

第六条 前条第一項に規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理等を実施するため必要な程度を超えないこと。
- 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第七条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)

第八条 第五条第一項の規定による指示(前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(資金の確保)

第九条 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十条 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならぬ。

ない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第八条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六条第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第七条第一項の規定による変更又は取消しを求めることができる。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)

第十三条 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第十四条 特定不況産業信用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 基金は、出資者に対し、その持分を払

い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、譲受者について第五十二条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九条 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条

(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十二条 基金を設立するには、産業又は金融に關し学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の人に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第二十三条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終つたときは、定款及び事業計画書が大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の人に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第二十九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任命)

第三十条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第三十三条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の新規禁止)

第三十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

ない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十六条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に關し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十七条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第三十九条 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証
二 前号の業務に附帯する業務

2 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に属する事業者が安定基本計画に従つて行つた設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金(当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む)の借入れについて行う。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることができるとして日本開発銀行以外の者から出せられた金額の合計額に相当する金額(大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額)をもつて第一項第一号の業務の資金に充てることができる。

(業務の委託)

第四十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十一条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五節 財務及び会計

第四十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十三条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 特定不況産業安定臨時措置法案及び同報告書

六五〇

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十五条 基金は、第四十三条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第四十六条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指

定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十一条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況

に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十二条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下

「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣との協議)

第五十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第四十一条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三条の認可をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十五条 主務大臣は、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、当該

特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、

第二条第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十八条 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二条 第十九条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者

については、第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八条の二第二項並びに第五十一条第二号及び第四号の規定の適用については、同法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法(以下「安定法」という。附則第六条第一項の規定により行つた出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「林業信用基金」の下に、「特定不況産業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法
業信用基金(昭和五十二年法律第
号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法
業信用基金(昭和五十二年法律第
号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 特定不況産業安定臨時措置法案及び同報告書

特定不況産業安定臨時措置法
(昭和五十三年法律第...号)
第三十九条第一項第一号
(業務)の業務に関する文書

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「中央漁業信用基金」の下に、「特定不況産業信用基金」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 特定不況産業信用基金に関すること。

理由

最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための計画を策定し、これを円滑に実施するため、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置を講ずるとともに、特定不況産業の設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信用基金の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、その実態に即した安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不況産業

(1) この法律において「特定不況産業」とは、次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令で指定するものをいう。

- ① 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又は鋼材の半製品の製造業
- ② アルミニウム製錬業
- ③ 合成繊維製造業
- ④ 船舶製造業
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に

属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあるとして認められる業種で、設備の処理(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止(廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。))又は譲渡(譲渡された設備が廃棄されること)が明らかな場合に限り、)により設備が生産の用に供されないようにすることを行う。以下同じ。))を行うことによりその事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要であると認められるものとして政令で定めるもの。

(2) ①の①から⑤に掲げる業種に属する製造業を営む者は、主務大臣に対し、当該製造業を特定不況産業に指定すべき旨の申出をすることが出来る。

主務大臣は、その申出があつた場合において、その申出をした者の数が当該製造業を営む者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申出をした者の事業活動が当該製造業を営む者のすべての事業活動の大部分を占める場合に限り、当該製造業を特定不況産業に指定するための手続をとるものとする。

(3) 主務大臣は、一の業種を①の⑤の業種として政令で定める手続をとるには、その目的からみて適当と認められる審議会(これ

に該当する審議会がない場合にあつては、産業構造審議会。以下「関係審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(4) ①の①から④に掲げるそれぞれの業種又はその業種の一部が経済的事情の変化により①の⑤に規定する特定不況産業の要件に該当しなくなつた場合には、当該業種又は当該業種の一部に属する製造業につき特定不況産業の指定をすることができず、指定がされているときは、その指定を取り消すものとする。

(5) 一の業種を①の⑤の特定不況産業の要件に該当する業種として定めるための政令の制定又は改正は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日以後は、行わないものとする。

2 安定基本計画

(1) 主務大臣は、特定不況産業の指定があつたときは、特定不況産業ごとに、速やかに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための基本となるべき計画(以下「安定基本計画」という。)を定めなければならない。

(2) 安定基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

① 設備の処理を行うべき設備の種類及びその生産能力の合計、当該設備について

の設備の処理の方法及び期間その他設備の処理に関する事項

② ①の設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止（当該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）以下同じ。）に関する事項

③ ①の設備の処理と併せて行うべき事業の転換その他の措置に関する事項

(3) 安定基本計画で設備の処理について定めることができる設備の種類は、特定不況産業ごとに、政令で定める。

設備の生産能力の計算の方法は、特定不況産業ごとに、主務省令で定める。

(4) 主務大臣は、安定基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。経済的事情の変化のため必要があると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、安定基本計画を変更しなければならない。

3 事業者の努力

特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画が告示されたときは、その安定基本計画に定めるところに従つて、設備の処理その他の措置を自主的に行うよう努めなければならない。

4 共同行為の実施に関する指示

(1) 主務大臣は、特定不況産業に属する事業者の自主的な努力のみをもつてしては、当

該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止（以下「設備の処理等」という。）が実施されないと認められる場合において、当該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対し、当該設備について、設備の処理等に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

この指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(2) (1)の共同行為の内容は、次に適合するものでなければならない。

① 安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理等を実施するため必要な程度を超えないこと。

② 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

③ 不当に差別的でないこと。

④ 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(3) 主務大臣は、(1)の指示に係る共同行為の内容が(2)の各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(4) 主務大臣の共同行為の実施に関する指示を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

5 資金の確保

国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

6 雇用の安定等

(1) 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たっては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならない。

(2) 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと

する。

(3) 国及び都道府県は、(2)に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 独占禁止法の適用除外

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、4の(1)の共同行為の実施に関する指示を受けた者がその指示に従つて共同行為については、適用しない。

ただし、不公正な取引方法を用いるときはこの限りでない。

8 公正取引委員会との関係

(1) 主務大臣は、4の(1)の共同行為の実施に関する指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(2) 主務大臣は、4の(4)の共同行為の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(3) 公正取引委員会は、主務大臣の指示に係る共同行為の内容が、4の(2)の①から③までに適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、当該指示の変更又は取消しを求めることができる。

9 特定不況産業信用基金

(1) 目的

特定不況産業信用基金は、特定不況産業

における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(2) 法人格等

特定不況産業信用基金（以下「基金」という。）は、法人とする。基金は、一を限り、設立されるものとする。

(3) 資本金

基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(4) 設立

基金を設立するには、産業又は金融に關し学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とし、発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならぬ。

発起人は、募集が終わつたときは、大蔵大臣及び通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、認可の申請が、製造業における計画的な設備の処理の促進

に寄与することが確実であると認められること等の要件に適合するかどうかを審査し、認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指定する。理事長となるべき者は、発起人から事務の引継ぎを受け、遅滞なく、出資金の払込みを求め、出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(5) 定款、役員及び評議員会

基金の定款には、目的、名称、事務所の所在地、資本金、出資及び資産に関する事項、役員に関する事項、評議員会に関する事項、業務及びその執行に関する事項、財務及び会計に関する事項等を記載しなければならない。

基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命し、理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。役員の任期は、三年とし、再任されることが出来る。基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員二十人以上で組織する評議員会を置く。

評議員は、産業又は金融に關し学識経験を

を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(6) 業務

基金は、その目的を達成するため、特定不況産業における計画的な設備の処理のために必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証の業務とその業務に附帯する業務を行う。

債務の保証は、特定不況産業に属する事業者が安定基本計画に従つて行う設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金（当該資金を負担する者がある場合における当該資金の拠出に必要な資金を含む。）の借入れについて行う。基金は、出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつて債務の保証の業務の資金に充てるものとする。

基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

(7) その他、基金の財務及び会計、監督、解

散等について定める。

10 主務大臣等

この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とすることを定めるほか、報告の徴収、罰則等について定める。

11 施行期日及び法律の廃止

本法は、公布の日から施行し、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとする。

12 基金に対する日本開発銀行の出資

日本開発銀行は、日本開発銀行法の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における内外の経済事情の著しい変化にかんがみ特定不況産業について、計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための措置として、おおむね有効適切なものと認め、法律の目的に雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に対する配慮を加えること、主務大臣及び労働大臣は、特定不況産業の労働者の雇用に関する事項について、相互に連絡、協力しなければならないものとする等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年四月四日

商工委員長 野呂 恭一
衆議院議長 保利 茂樹

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三
条―第十二条)

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則(第十三条―第二十一条)

第二節 設立(第二十二條―第二十六條)

第三節 管理(第二十七條―第三十八條)

第四節 業務(第三十九條―第四十一条)

第五節 財務及び会計(第四十二條―第四十
九条)

第六節 監督(第五十條・第五十一条)

第七節 補則(第五十二條―第五十四條)

第四章 雑則(第五十五條―第五十六條)

第五章 罰則(第五十七條―第六十二條)

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的
事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業に
ついて、その実態に即した安定基本計画を策定
し、計画的な設備の処理の促進等のための措置
を講ずることにより、○特定不況産業における

昭和五十三年四月六日 衆議院会議録第十九号

特定不況産業安定臨時措置法案及び同報告書

者の経営の安定に配慮しつつ
不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経
済の健全な発展に資することを目的とする。

(安定基本計画)

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指
定があつたときは、特定不況産業ごとに、速や
かに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産
業における不況の克服と経営の安定を図るため
の基本となるべき計画(以下「安定基本計画」と
いう。)を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりと
する。

一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその
生産能力の合計、当該設備についての設備の
処理の方法及び期間その他設備の処理に関す
る事項

二 前号の設備の処理と併せて行うべき当該設
備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(当
該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。
以下同じ。)に関する事項

三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業
の転換その他の措置○(雇用の安定を図るための措置
を含む。)

3 安定基本計画で設備の処理について定めるこ
とができる設備の種類は、特定不況産業ごと
に、政令で定める。

4 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計
算の方法は、前項の規定により政令で定める設
備の種類ごとに、主務省令で定める。

5 安定基本計画は、当該特定不況産業に属する事業者の雇用す
る労働者の雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定につい
て、十分な考慮が払われたものでなければならない。

6 関係審議会は、第一項の規定により意見を聴かれた場合にお
いて、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、当該特
定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴か
なければならない。

15⁷ 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計
画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しな
ければならない。

16⁸ 主務大臣は、経済的事情の変化のため必要が
あると認めるときは、関係審議会の意見を聴い
て、安定基本計画を変更しなければならない。

17⁹ 第五項の規定は、前項の場合に準用する。
前項の規定により関係審議会が意見を
聴かれた場合には、第七項の規定は
(事業者の努力)

(事業者の努力)

第四条 特定不況産業に属する事業者は、前条第
五項の規定により当該特定不況産業に関する安
定基本計画が告示されたときは、その安定基本
計画(同条第六項の規定による変更があつたと
きは、その変更後のもの。以下同じ。)に定める
ところに従つて、設備の処理その他の措置を自
主的に行うよう努めなければならない。
(共同行為の実施に関する指示)

第五条 主務大臣は、特定不況産業に属する事業
者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特
定不況産業に関する安定基本計画に定めるとこ
ろに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と

併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造
の制限又は禁止(以下「設備の処理等」という。)
が実施されないと認められる場合において、当
該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事
業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国
民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそ
れがあると認めるときは、関係審議会の意見を
聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対
し、当該設備について、設備の処理等に係る共
同行為を実施すべきことを指示することができ
る。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき
期間及び共同行為の内容を定めて、告示により
行う。

3 第三条第六項の規定は、第一項の規定により関係審議会が意
見を聴かれた場合に準用する。

(雇用の安定等)

第十条 特定不況産業に属する事業者は、当該特
定不況産業に関する安定基本計画に定めるとこ
ろに従つて設備の処理その他の措置を行うに当
たつては、○その雇用する労働者について、失業
を防止する者)と協議して、を因るため必要な措置を講ず
るよう努め
ない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて
当該特定不況産業に関する安定基本計画に定め
るところに従つて設備の処理その他の措置を行
うものの雇用する労働者について、失業の予防

その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十五条 主務大臣は、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(都道府県知事の意見の申出)

第五十六条 都道府県知事は、安定基本計画に従って行われる設備の処理その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)

第五十七条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に当たっては、特定不況産業に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、

第二条第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十八条 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の規定違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二条 第十九条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(別紙)

特定不況産業安定臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、現下の構造不況業種の深刻な事態にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 景気浮揚対策の一層強力な推進を図るとともに、構造不況業種の実情に応じ、官公需の拡大等その他積極的に需要の創出に努めること。
二 安定基本計画に従つた設備処理の実効を十分確保するため、共同行為に参加しない事業者に

対しても強力な行政指導を実施すること。

三 雇用保険法に基づく雇用安定資金制度、特定不況産業雇用者臨時措置法に基づく措置等の充実に努め、その積極的、弾力的運用を図ることにより、構造不況産業における失業の予防対策及び離職者対策に万全を期すること。

四 特定不況産業信用基金の債務保証については、設備処理の進捗状況等に応じ資金の充実に努めるとともに、構造不況業種の設備の処理に伴い、関連中小企業者の経営の安定及び雇用の安定を図るため、金融の円滑化等必要な措置を講ずるよう努めること。

五 安定基本計画の策定に当たっては、輸入の動向を十分考慮するとともに、輸入の急増によつて構造不況業種に重大な被害が生じるおそれがある場合には、随時適切な措置を講ずること。

六 設備の処理に当たっては、業種の実情に応じ、設備の廃棄を必要最小限にとどめるよう努力すること。

七 本法の施行に当たっては、労使協力して構造不況を克服するよう必要に応じ適切な指導を行うこと。

八 設備の処理に伴う地域経済への悪影響を配慮し、地域経済の維持を図るため、法的措置を含め適切な対策を検討すること。

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年二月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

国際協力事業団法の一部を改正する法律

国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「技術協力の実施」の下に「並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進」を加える。

第二十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによつて行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

第四十三条第一項第二号中「第二号」を「から第二号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の国際協力事業団法（以下「新法」という。）第二十一条第一項第一号の二に規定する業務に係る最初の業務実施方針については、新法第二十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国際協力事業団法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

理 由

我が国が開発途上地域の政府に対して行う無償の資金供与による協力に関する業務の一層効率的な実施を図るため、国際協力事業団にその業務の一部を行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、我が国が開発途上地域の政府に対して行う無償の資金供与による協力（以下「無償資

金協力」という。）に関する業務の一層効率的な実施を確保するため、新たに国際協力事業団に、その業務の一部を行わせようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国際協力事業団の目的に、無償資金協力の実施に必要な業務を行うことを加える。

2 無償資金協力の実施に必要な業務の範囲は、条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設の整備（当該施設の維持・運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われる無償資金協力に係る契約に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと等とする。

3 新規業務に関する主務大臣は、外務大臣とする。

4 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

我が国が無償資金協力に関する業務の一層の効率的な実施を図るため、国際協力事業団にその業務の一部を行わせることは、時宜に適した措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年四月五日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年一月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律

（酒税法の一部改正）

第一条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第八号第三号及び第十八条第一項第二号」を「及び第八号第三号」に改め、同条第八号中「左に」を「次に」に改め、「二十一度未満」の下に「（イに掲げる酒類については、エキス分の度数を問わない。）」を加える。

第十八条の見出し中「こうじの製造又は販売業の開廃等」を「販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「又はこうじの販売業者」を削り、同項を同条とする。

第十九条の見出し中「相統等」を「相統」に改め、同条第一項中「第四項において同じ。」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第二十二條第一項第一号中「三十四万九千円」を「四十二万百円」に、「二万八千二百円」を「二万五千六百四十円」に、「二十六万七千七百二

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六五八

十円を「三十万七千五百四十円」に、「二十万四百円」を「二十一万四千二百円」に、「一万二千九百三十円」を「一万三千八百二十円」に、「十四万八千六百八十円」を「十五万八千九百二十円」に改め、同項第三号中「四万八千六百円」を「五万三千四百円」に、「二千七百三十円」を「二千九百九十円」に、「六万二千二百五十円」を「六万八千三百五十円」に、「一万三百二十円」を「一万三千七百七十円」に、「三万五千円」を「三万八千五百円」に改め、同項第四号中「五万五千三百円」を「五万八千四百円」に、「二千五百二十円」を「二千六百四十円」に、「三万百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第五号中「十二万九千六百円」を「十六万千四百円」に改め、同項第六号中「七万七千円」を「九万五千七百円」に、「二万九千三百円」を「三万六千二百円」に、「二万四千円」を「二万九千八百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百十円」に改め、同項第七号中「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千二百円」に、「二万四千四百六十円」を「三万四千四百十円」に、「五十二万五千四百円」を「六十五万二千八百円」に、「二万三千二百四十円」を「二万八千八百八十円」に、「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千二百円」に、「三万四千四百六十円」を「三万四千四百十円」に改め、同項第九号中「九百円」を「六千八百十円」に改め、同項第十号中「十八万三千四百円」を「二十二万七千九百円」に、「一万二千二百三十円」を「一万五千二百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百十円」に改め、同項第十号中「十二万九千六百円」を「十六万千四百円」に改め、同項第十一号中「八万九千二百円」を「十一万九百円」に、「四万八千九百円」を「六万七千七百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百十円」に改め、同項第十二号中「七千五百円」に改め、同条第三項の表清酒の項中「三十四万九千円」を「四十一万百円」に、「二十万四千四百円」を「二十一万四千二百円」に改め、同表しよろちゆるの項中「四万八千六百円」を「五万三千四百円」に改め、同表みりんの項中「五万五千三百円」を「五万八千四百円」に改め、同表果実酒類の項中「七万七千円」を「九万五千七百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に改め、同表ウイスキー類の項中「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千二百円」に、「五十二万五千四百円」を「六十五万二千八百円」に、「十四万八千四百円」を「十八万三千九百円」に改め、同表スピリッツ類の項中「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に改め、同表スリッパ類の項中「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に改め、同表リキュール類の項及び雑酒の項中「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に改め、同条第四項中「6100円」を「7500円」に改め、同条第四項中「6100円」を「7500円」に改める。	第五十三条第一項各号列記以外の部分中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、「若しくはこうじ」を削り、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「こうじ」を削り、同項第二号中「又はこうじ」を削り、同項第三号中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同項を同項第五号とし、同項第八号中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同項を同項第六号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第三項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、同条第五項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改める。	第三十条の四第一項中「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改める。 第四十六条中「もろみ若しくはこうじの製造者（第十八条第一項第三号に規定する者を除く。第五十三条において同じ。）又は酒類若しくはこうじ」を「若しくはもろみの製造者又は酒類」に改める。 第四十九条第三項中「左に」を「次に」に、「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。	第五十九条第一項第一号中「第十八条第五項」を「第十八条」に改める。 第六十条第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げる。
---	--	---	---

(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)
第二条 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「行なり」を「行う」に改め、同条第二号中「昭和四十八年十一月三十日まで」を「酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第一号)」の施行の日から昭和五十六年十一月三十日まで」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業
第七条第二項中「製成数量」を「移出数量(政令で定めるものを除く。)」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第三号第八号及び第二十二号の改正規定は、昭和五十三年五月一日から

施行する。

(一般的経過措置)

第二条 昭和五十三年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(果実酒に係る製造免許等の経過措置)

第三条 改正前の酒税法(以下「旧法」という。)の規定により雑酒とされていたもののうち、酒税法第三号第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることとなる酒税につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法(以下「新法」という。)の規定により果実酒(エキス分二十度以上のものに限る。)の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 次に掲げる酒税のうち、指定日前に酒税の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八号第三項(同法第二十九号第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八号第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八号第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒税に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級、しょうちゆう甲類、本直し、ビール及び雑酒
二 前号に掲げる酒税以外の酒税(当該酒税に係る酒税の税率は、新法の税率とする。)

ついて新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。)

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた前条各号に掲げる酒税について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒税に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
酒税法第二十八号の二第二項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一号第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二号第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三号第一項	同法第二十八号の二第六項 同法第十一号第三項 同法第十二号第三項 同法第十三号第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五号第二項、第十六号第二項又は第十七号第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七号(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号) 第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八号(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号) 第四条において準用する場合を含む。)

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の二部を改正する法律案及び同報告書

(手持品課税)

第六条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外、外の場合において附則第四条各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合）は、その合計数量が千五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを指定日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十三年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類の同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより

納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む。）同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒税額をその移入した製造場から更に移出した場合 当該酒類製造者

(罰則に係る経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
最近における財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、清酒特級及び一級、しょうちゅう甲類、みりん本直し、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類並びに雑酒に対する従量税率を引き上げるほか、こうじの製造又は販売業の開廃等の申告の廃止等所要の規定の整備を行うとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における財政事情に顧み、酒税の税率を引き上げるほか、制度の整備合理化及び酒造組合中央会の事業範囲の拡大を図るた

め、おおむね次のような改正を行おうとするものである。

(一) 酒税法の一部改正

- 1 ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキニール類及び雑酒について二四・三〇程度、清酒について特級一七・五〇、一級六・九〇、しやうちゆう甲類について九・九〇、みりん本直しについて四・九〇、それぞれその従量税率を引き上げることとしている。

- 2 果実酒の定義を整備するほか、こうじの製造又は販売業の改廃等に係る申告制度を廃止し、酒税制度の整備合理化を行うこととしている。

(二) 清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正

日本酒造組合中央会の事業範囲を拡大し、同中央会の事業として、転産業者に対する給付金の給付事業及び経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業を行うことができるよう措置することとしている。

白 施行期日

税率の引上げ及び果実酒の定義に関する改

正規定は昭和五十三年五月一日、その他の改正規定は公布の日から施行することとしている。

なお、税率の引上げにより、昭和五十三年度において千七百七十億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における財政事情及び清酒製造業界の実情等に顧み、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年四月五日

大蔵委員長 大村 襄治

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十三年四月六日 衆議院會議録第十九号

六六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大内)

千107